

大分市営住宅管理人手当支給要領

（趣旨）

第1条 この要領は、大分市営住宅条例（平成9年大分市条例第20。以下「条例」という。）第56条及び大分市営住宅条例施行規則（平成9年規則第89号。以下「規則」という。）第33条に規定する住宅管理人（以下「管理人」という。）の手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 市長は、規則第33条の規定に基づき委嘱した管理人に手当を支給する。

（支給方法）

第3条 市長は、管理人に対し、手当を年2回（4月、10月。以下「支給月」という。）に分割して、それぞれ支給月の末日までに支払うものとする。

（手当月額）

第4条 手当の月額は、当該月の始における管理戸数について、別表に基づき、次の算式により算出した額の合計額とする。

（1）管理戸数×戸当たり単価

（2）棟当たり単価

（3）集会所管理単価

（支給対象期間）

第5条 手当の支給対象期間は、管理人の委嘱日の属する月（原則として月始）から管理人の任期満了日（解任・解職）の属する月（原則として月末）とする。ただし、月の途中での解任又は引継ぎの場合は、当該日における日割り計算方法（円以下切捨て）による。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

別 表

戸当たり単価	68	
棟当たり単価	10 戸以下	270
	11 戸～ 20 戸	480
	21 戸～ 80 戸	690
	81 戸以上	960
集会所管理単価	100	

(単価：円)